

小口金融に関する日英地域史の実証対比研究序論*

Introduction : an empirical, historical study of small finance based on the paralleling and contrasting of regions in Japan and England

高橋基泰

Motoyasu TAKAHASHI

Summary

This research project is part of the development of the Scientific Research B : Overseas Academic Research ‘Budget of *Ie*, family and household : an empirical historical study for the paralleling and contrasting of regions in Japan and Europe’. This research focuses on the ‘budget’ of villagers, ‘*Ie*’, families and households. The habit of drawing up a budget is something that was first observed in the period of transition to the market economy in both Japanese and Western European societies. This research aims to clarify how families and household units, as well as the village society, responded to the market economy to generate the regional, small financial markets. In particular, this introduction examines the results of the paralleling and contrasting analyses of a Japanese and an English village : Kami-shiojiri, Ueda, Nagano, Japan and Willingham, Cambs, England. Kami-shiojiri saw the development of the silk-worm egg industry as the main industry of the village from the mid-eighteenth century, while at the same time experiencing the formation of the ‘*ie*’s and ‘*ie*’-unions (*Dozoku*). Kami-shiojiri has also provided documents and data regarding small loans : which has furthered the understanding of English counterparts including Willingham. In England there is an accumulation of historical studies, but a comparative lack of historical documents, except wills, at the village level. Through *Mujin-Ko* small loans, economic relationships based purely on market logic are formed. Even so, in the cases of early modern villages, there were social, cumulative relationships built up throughout the generations of families, households, kin-relationships, and ‘*ie*’s and ‘*ie*’-unions in the villages, to sustain a certain trust between them. Further accumulation of data for Japanese case studies, based on the rich documents, could provide the basic framework for English cases in the area of regional finance. The existing Japanese data already provides insights to deepen the paralleling and contrasting analyses.

目次

はじめに

1 前提

2 学説史概観

3 方法および方法論

4 対比実践

むすびにかえて

*本稿は、平成27年信託研究奨励金「近世英国地方信用関係網形成の研究：検認信託証書データベースの総合的活用」の研究進捗の過程でできあがり、成果報告一部をなす。

はじめに

本研究は、基盤研究「家・家族・世帯の『家計』に関する日欧地域史の実証対比研究」の発展型として、日本および西欧において市場経済形成期に登場する農民の家・家計に着目し、市場経済化への村落社会の対応を地域小口金融の形成史として対比分析することを目的としている。とくに本序論では、18世紀中葉以降蚕種業を基幹家業として挙村で発展させるとともに、同族・家の形成をみた旧上田藩上塩尻村において先行して明らかになりつつある無尽・講の態様をもって準拠枠とすることによって、英国における事例との対比可能性を検証する。

日本の無尽・講は、一般の村民などが、貨幣流通の限定された中近世社会において、個別的には家業のやりくり、とくに大きい額の一時金を利用するために存立しえた。地域経済レベルでみれば、域内の余剰資金の有効活用を促すものだったのである。忘れてはならないこととして、無尽・講で結ばれるのは、あくまでも冷徹な市場原理に基づく純粋な経済関係である。だが、その基礎には村内各家・親族または同族間の世代を重ねて築かれる、一定の信用に基づく社会関係があった。近代的金融組織が形成される以前の社会で、社会関係の上に経済関係がかぶさる形でしか、資金の獲得は果たし得なかったのである。その点で、英国における教区宗教ギルド parish religious guild 講の事例と対比可能である。

本研究は、冒頭に述べたように、基盤研究「家・家族・世帯の『家計』に関する日欧地域史の実証対比研究」(平成25~27年度)の発展型である。この基盤研究では、市場経済形成期の日本および西洋社会各地域における家計の形成史という観点から歴史学的に再検討し、家・家族・世帯と、「家」の切り盛りのための数量的表現である「家計」の構造と市場経済化の地域的特質について対比分析している¹⁾。当該研究の遂行中に、18世紀前半の新史料が数次に

出揃い(宝暦・安永期宗門改帳を含む馬場弥平次家文書、清水助五郎文書、佐藤善右衛門家文書)、データの統合がモノグラフ・シリーズ第2巻に結実しつつあるのが旧上田藩上塩尻村の研究となる。無尽講史料を含むこれらの新発掘史料がもたらした知見は、18世紀中葉、蚕種業の発展につれて、それを家業とする、家々および本家・分家の系譜関係で形作る同族と家との生成を実証するものである。ここで着目されるのが、家系すなわち家計の形成と無尽・頼母子などの小口金融網形成との密な連動である。ヨーロッパ諸国にも古来フラタニティや友愛団体が存在し、小口金融市場の形成は対比可能と思われる。とくに英国では、地域社会における共同性の内実として信用関係は中世後期以降、小口金融市場を形成する。日本の無尽講と同様に、教区宗教ギルドは共済という名目で金額は僅かでも家計の余剰金銭を活用し、投資行動の意味合いがあった。1990年代以降、社会経済史の領域では家族・親族関係、地域信用関係が各々の研究分野を形成するが、統合までには至らない。惜しむべきだが、史料・データや研究技術・技法が未整備で統合し得なかったのである。だが今や、データの蓄積は進み、技法・技術も必要な水準に達しており、本研究はそれを実現させることを目している。

1 前 提

人間は1人では生きていけない。本研究は、最終的には現代社会が緊急に求める人間の絆および信用・信頼関係の意義づけを目的とするが、これまで学説史の発展に待つことを余儀なくされていた。まず、本研究は、依然として影響力の大きいユーラシア・プロジェクト(代表:速水融)の次世代実証研究プロジェクトに相当するものとして家族・親族関係に着目し、

1) 拙稿「家計と消費:総論」『比較家族史研究』, 21, 2016年。

地域・地方を単位とした社会経済生活における家々の生業・生計や家族・親族関係の重層性について検討してきた。その結果、独自の歴史的存在である家業・家産・家名の継承をおこなう日本の「イエ」の多層構造を基点に、家の普遍的要素である直系家族・農業経営組織体・住居を準拠枠として、南仏ピレネー地域における「家」の発見に始まり、中欧（ドイツ北部）および北欧（フィンランド）でも日本の「イエ」に匹敵する存在（「大きい家 Grand House」）を実証した。他方、家的要素が比較的希薄とされているスウェーデンやイギリスでも親族集団が、単一の村落や教区に限定されず、隣接地域全体で実体として検出可能なことも明らかにしている²⁾。既にこれらの成果は、日本における学会報告および成果報告論稿・著作の公刊とともに、国際学会において数次にわたり海外研究者と共同で報告し、現地研究者との議論を深化させてきている。この深化の過程は、経済活動の消費部門に照射する作業をますます要請するようになったが、そこで撞着したのが、地域信用関係を含む社会経済慣行と女性労働の問題である。その理由は、いずれも史料が乏しく、またその文脈を提供するモノグラフ研究をほとんど見出しがたかったからである。他方、PCおよびデータベースによる系統だった研究が始まった1990年代から、家族・親族関係史・地方金融史とともに慣行史・景観史の事例研究が進んでいる。とくに家族・親族関係についての定量的研究は、イギリスのケンブリッジ・グループやフランスのアナル学派の研究蓄積が学説史を形成し、欧州全域の世帯構成史的データベース化プロジェクト(MOZAIC)や、ヨーロッパ消費経済史ネットワークもその成果をあらわしている。量が質に転化しつつあるのだが、各分野の横断・融合ではなく、むしろ細分化の傾

向にある。多大の時間・労力を要求するモノグラフ研究の乏しさが主因であり、日本も研究のグローバル化とともに同様の問題を共有しているのである。

転じて、日本の自治村落論と開発経済論の分野でも、家は現実の社会基層の存在として変わらず緊要の問題である。従来の小農理論において「家」は小農経営の具体的存在形態ではあっても、市場経済形成期の多層な共同性とともに「村」との関連については、ほぼ閑却された状態で議論が進んでいる。それ故、市場経済化にともなう産業発展との有機的な説明をする素材を欠き、欧州の研究蓄積とも対比を十分に行えないという状態が続く。その中で「家」「家計」をキーワードに対話を続けているのが田上田藩上塩尻村の研究である。そして、地域金融・地域信用の裏づけとなる史料も今や出揃い、データを利用するばかりとなっている。

2 学説史概観

〈地域金融資本〉

これまで筆者は、市場経済形成期の日本および西洋社会各地域における「家々」を家計の形成史という観点から歴史学的に再検討し、生業の構造に焦点をあてながら市場経済化の地域的特質について対比分析を進めてきた。対比の方法については次に論じるが、基本は、複数の対象においてまず共通するもの・相似するものに着目し、その上で相違するものを識別することである。この対比という観点を社会経済史に導入した嚆矢は、管見の限りでは1974年に公刊されたM（マーガレット）・スパフォドの『コントラスト・コミュニティーズ *Contrasting Communities* (対照をなす諸共同体)』とせざるを得ない³⁾。ここでは、ケンブリッジ州の対照的な3つの農村コミュニティ、チペナ

2) M. Takahashi, ed., *Finding 'Ie' in Western Society: Historical empirical study for the paralleling and contrasting between Japan and Europe* (Matsuyama, 2013).

3) M. Spufford, *Contrasting Communities* (Cambridge, 1974).

ム Chippenham・オーウェル Orwell・ウィリンガム Willingham を研究対象として農民家族の土地保有と相続行為との関連で家族関係・親族の紐帯の態様を分析し、農民レベルでも女性への供与を含め、相続・遺贈が配慮されていたことを明らかにしている。遺産譲渡についての検認記録は、死の直前に作成される遺言書 will, 死後作成される遺産目録 inventory, 1年後その遺言執行に関しての会計記録 probate account, この3点を一揃いとするが、遺言書の体系的利用を農民レベル・村単位で初めて行ったのがスパフォードなのである。そこでは農民レベルでも多数存在した遺言書・遺産検認目録などを史料として重用し、債務免除という形で行われる一種の遺贈の事例もはじめて指摘されるようになったわけであるから、それ以前には近世期農民レベルでの地域金融についての論考というと系統だったものはほとんど皆無だったのである。それ以外に数え挙げると、同時代の B. A. ホルダネスがもっぱら遺産目録を用い寡婦の金銭貸借業についてまとめたものがほぼ唯一であるが、モノグラフの文脈に位置づけてのものではなかった⁴⁾。

その後40年を経過しても、近世期庶民金融に関するまとまった著作というと C. マルドルーの『恩義の経済 *The Economy of Obligation*』があるのみと言える⁵⁾。この著作は、ケンブリッジ大学博士学位論文であるキングズ・リンの遺産目録2000件ほどの遺産目録の分析を核として、16世紀以降、とくに17・8世紀以降の地域金融・信用供与について論じたものである。

地域金融資本が工業化に果たした役割については、プロト工業化論をめぐる研究の1つである P. ハドソンの『産業資本の創成 *The Genesis of Industrial Capital*』が1750年から1850年までの時期におけるヨーク州ウェスト・ライディング地域の研究で一節設けて論じて以降、着目されている⁶⁾。だが、工業化にいたらずとも、地方金融網はあり得たことは上記『コントラスト・コミュニティーズ』でも、とくに寡婦などによる小口金融において指摘がある。もっとも、その体系的分析については、レスター大学地方史研究学部同窓であった J. レイヴェンスデールとの共同論文を発表する予定のまま、遂に果たされていない⁷⁾。

〈教区宗教ギルド〉

教区宗教ギルドは、日本で言えば講に相当するもので、聖者などを祀る形で組織された。1990年代以降、遺言書の分析とともに教会役人会計記録を併用して地域単位で体系立って行われる研究群が登場する。イギリスの教区宗教ギルドは中世後期、14世紀ごろから文献資料に現れるようになり、16世紀中葉の修道院領解散を含む一連の宗教改革期に廃絶されるまで、教区民間の相互扶助・慈善活動などの中心的役割を担っていた。そのまとまった研究ということになると、1919年の H. F. ウェストレークの制度的研究以降、続く研究のほとんどないままになっていた⁸⁾。だが、1990年代以降、景観史・慣習史などの総合的領域での研究が深まるのと期を一にするように、教区宗教ギルド史の研究も連なるようにして現れている。遺言書や教会役人会計記録などの史料を体系的・集中的に用いた地域研究として優れたものとして

4) B. A. Holderness, 'Widows in Pre-industrial Society', in R. M. Smith, ed., *Family, Land and Family-cycle* (Cambridge, 1984); do., 'Credit in a Rural Community, 1660-1800', *Midland History*, 3 (1975). そもそもコミュニティや村落レベルで時系列をたどる総合的モノグラフは、極めて時間と労力を要する上に、研究および技術水準の深化とともに調査項目・分析視角が増えていくものであるから、イギリス本国においてもその成果は依然として多いとは言えない。

5) C. Muldrew, *The Economy of Obligation* (Basingstoke, 1998).

6) P. Hudson, *The Genesis of Industrial Capital, Trade Credit and the Growth* (Cambridge, 1985), pp. 182-203.

7) 地域の歴史および史料に造詣が深い両者であり、その共同作業の成果はさぞかし大きなものだったと予想されるが、レイヴェンスデールは早くに故人となり、先年スパフォードも享年を迎えた(2014年)。

8) H. F. Westlake, *The Parish Gilds of Medieval England* (London, 1919).

西部デヴォン州モラベス村 Morabeth において宗教改革に直面した教区司祭および村民の対応を克明に描いた E. ダフィの『モラベスの声 *The Voice of Morebeth*』を画期としたい。また先行して、B. キュミン、V. R. バインブリッジらが、教区ギルドに宗教的意義のみならず政治・社会・経済各側面にも照射している⁹⁾ とりわけケンブリッジ州の宗教ギルドの歴史を描いたバインブリッジは、宗教ギルドは教区に1つと定まったものでもなく間教区で広い領域にまたがる場合もあり、同じ教区にも複数存在することもまれではなかったことを明らかにしている。

イギリスで進行した宗教改革では修道院領解散にともない、聖者を祀る宗教ギルドも廃止された。それゆえ通説では、教区における相互扶助や貧者・弱者救済などの福祉的機能を担っていた宗教ギルドが禁止となり、代替として救貧法が制定・施行されるようになる¹⁰⁾と理解されている。ところがこれもよく知られることだが、16世紀から17世紀初めにかけて救貧法は幾度も制定され改変されており、実効性は低かった。実のところ、救貧法がどの程度地域レベルで執行されていたのか、あるいは宗教ギルドが担っていた相互扶助・弱者救済を含む共済がどのようになされていたのかについては17世紀、あるいは18世紀にいたるまでまだまだ研究の余地がある。救貧法の地方における実施に関しては、古典的作品 E. M. ハンプソン著『ケンブリッジ州における貧困の取り扱い *The Treatment of Poverty in Cambridgeshire*』があるが、確たる変化は18世紀になるまで叙述されていない¹⁰⁾ それでも最近の S. ヒンドルや I. K. ベン・アモスがテーマ横断的に全国を見渡す事

例をまとめているために、動向を探ることはできており、とくにそこで見出される多層性こそが、本対比研究にも接近のための道筋を提供する¹¹⁾ ヒンドゥルは、自身モノグラフを準備中であり、英国農村社会の政治・社会的分析を教区単位で『教区について? *On the Parish?*』において精力的に行い、教区レベルでの共同性に関して論じている。共同性は、村落社会においては重層する。とくにベン・アモス『近世英国における非公式扶助と贈答の文化 *The Culture of Giving Informal Support and Gift-Exchange in Early Modern England*』は、近世英国における私的扶助および贈答の文化をとりあげ、特に農村社会においても公的扶助および私的互助でも種々の段階が観察でき、それらを総体として見ることが肝要としている。そこで史料上に知覚される、親族ネットワークなど「semi-formal 半公式」の組織は、日本でいう同族と重なる部分も大きく、すこぶる示唆的である。すなわち、教区単位で観察すると宗教改革期から救貧法制定・施行の時期に近親以外の親族関係への言及が増えているため、宗教ギルドでも教区隣人関係のみならず親族関係も区別しがたい形でコミュニティを形成していたものがそのまま機能していた。その移行過程がケンブリッジ州ウィリಂಗム教区における教区民遺言書の時系列的体系的分析において見てとれるからである¹²⁾ だが、まさにこの16・17世紀という時期に、実は遺言書そのものが、遺贈・相続行為という場面を通じて、中世教区宗教ギルドにおいて形成されたものを受け継いでいたのであった。

〈日本の研究〉

日本において対比研究に耐える村落の総合的モノグラフ研究というと、日英村落対比研究の方法および方法論に関する前稿「対比研究方法

9) E. Duffy, *The Voice of Morebeth* (Yale, 2001); B. Kumin, *The Shaping of a Community* (Aldershot, 1996); V. R. Bainbridge, *Gilds in the Medieval Countryside: Social and Religious Change in Cambridgeshire c1350-1558* (Woolbridge, 1996).

10) E. M. Hampson, *The Treatment of Poverty in Cambridgeshire* (Cambridge, 1934).

11) S. Hindle, *On the Parish?* (Oxford, 2004); I. K. Ben-Amos, *The Culture of Giving* (Cambridge, 2008).

12) 拙著『村の相伝・近代英国編－親族構造・相続慣行・世代継承－』刀水書房、1999年、第7章・第8章。

論・2011」で整理した通り、ごく限定的である¹³⁾ 戦前の岩手県石神村をはじめ、経営体としての「イエ」を総合的にとらえた有賀喜左衛門、そして、中村吉治らに代表される村落社会研究グループが、消費主体でもある経済主体という研究視角をもつてのイエ・ムラ社会論の研究成果を岩手県煙山村、ついで長野県今井村において示している¹⁴⁾ そこでは社会が単なる土地占取の一体化した「共同体」ではなく、農業や種々の生業を行う家々の機能集団的な「家連合」であるとした。最近のモノグラフとしては、シリーズ第1巻および別巻を刊行した上塩尻村研究グループのものがある¹⁵⁾

無尽・講についての研究としては戦前からいろいろあるが、森嘉兵衛の古典的作品『無尽金融史論』が有名である¹⁶⁾ その他にも畿内農村における講の地域金融市場での展開を著した福山昭『近世農村金融の構造』なども代表的な著作として挙げることができる¹⁷⁾ また、岩橋勝「大和郡山藩における領主的金融講」は、藩財政の維持に関わる講を取り上げている¹⁸⁾ くわえて加藤慶一郎『近世後期経済発展の構造』で、

米穀・金融市場との関連で近江商人中井家の講加入状況や、広島藩領内の講の展開は検討する¹⁹⁾ さらに、蚕種業をめぐって旧上田藩上塩尻村は早くから研究対象となっているために、飯島千秋が永続講を含め、上塩尻における無尽講について既に紹介しているところである²⁰⁾

だが、金融史のアプローチとして、同族や家族・家の観点を導入したものは近世期においてはおよそ先行研究を見出せない。史料は豊富にありながらも、十分な活用はなされていなかったと言える。しかし、本研究での対比が、新たな活用の方途をもたらすものと予期している。なぜなら、上塩尻村研究は、家系図・宗門改帳で村内の人間関係が追えるという利点をもつからである。したがって、家系図・宗門改帳データなどと各講の講員とを照合した上で、講が組織された論理や講の性格を考えていく事で、既存の講研究に対する突破口を見出す事につながると思われる。

3 方法および方法論

日英村落対比研究の方法および方法論に関する前稿「対比研究方法論・2011」の段階では、宝暦・明和期上塩尻宗門改帳を含む、18世紀中葉の無尽・講の史料が見つかっておらず、そのために今回提示する分析視角および方法も着想が及ばなかった。自然、その時点で見つかった上塩尻村独特の金融講である永続講史料群における登場人物の特定もかなわずにいた。だからこそ、上塩尻村村民が通常の講を醸成

13) 拙稿「日英村落史的対比研究方法論・2011」『東北学院大学経済学論集』, 177, 2011年。

14) 有賀喜左衛門『大家族制度と名子制度』, 有賀喜左衛門著作集3, 未来社, 1967年; 中村吉治『村落構造の史的分析』御茶ノ水書房, 1980年(旧版1956年); 中村吉治・嶋田隆・八木明夫・村長利根朗『解体期封建農村の研究』創文社, 1962年。

15) 長谷部弘・高橋基泰・山内太編著『近世日本の地域社会と共同性-近世上田領上塩尻村の総合研究I-』刀水書房, 2009年; 同編著『飢饉・市場経済・村落社会-天保の凶作からみた上塩尻村-』刀水書房, 2010年。

16) 森嘉兵衛『無尽金融史論』(森嘉兵衛著作集2)法政大学出版局, 1982年。

17) 福山昭『近世農村金融の構造』雄山閣出版, 1975年。

18) 岩橋勝「幕末期近江における領主的金融講-大和郡山藩領について」『大阪大学経済学』16/1, 1966年; 「大和郡山藩における領主的金融講」(宮本又次編著『史的研究 金融機構と商業経営』清文堂出版, 1967年)。頼母子講を共済・保険思想の源流と位置づけたのは、小林惟司「近世先進地帯畿内における頼母子講の一考察」『三田学会雑誌』79/3, 1986年である。

19) 加藤慶一郎『近世後期経済発展の構造』清文堂出版, 2001年。

20) 飯島千秋「幕末期における蚕種業の展開と農村金融」, 信濃, 29/7, 1977; 大口勇次郎「4 金融関係-1830年代・上塩尻村-」『日本経済史体系4近世』, 東京大学出版会, 1965年(第七章「商品生産の発展と農村構造の変質」), p. 291では、上塩尻村第一の同族である佐藤家が天保期に10数種類の講に加入していたことへの言及がある。本稿で見ると、実際にはもっと多いが、半世紀前でも、それだけの数があることはわかっていたのである。

し、永続講を独自に創出した過程をも想像することはできたにせよ、実証することはできなかったのである。しかし、宝暦・明和期における宗門改帳の発見により、当時上塩尻村において基幹産業として挙村で振興しつつあった蚕種業に従事する人物・その家の特定が可能になった。それにより、同一の人々が無尽・講の仕法を発達させ、金融資本としての永続講を、土地担保および地域金融市場への有休資金の転用（「転金」）を導出する過程を経て、開花させたことを見出したのであった。また、このような観点は一コミュニティを超えた地域単位でみていくことで明らかになるため、あらためて地域までも視野に収める必要性和その意義を確認するものなのである。このコミュニティおよび地域を通貫する共同性をめぐり、段階を踏んで、2つの異なるコミュニティを対比させる。

1) 方法と研究視角

「家」は、その数量的表現である「家計」とともにごく短期間で生じた社会慣行であり通念である。日本の「家」制度の「家」が、実は18世紀中葉あたりから生じたごく新しい存在であったことを前提に、形成される家計を歴史的個性・独自性として照射すると、市場経済との結節点には、重層をなす地域信用関係が存在する。コミュニティ・レベルで見れば、信用の範囲は近い親族・広域の親族・隣人関係の間で揺れながらも地域金融市場を形成し市場経済に対応していった。実は、この現象は英国において、16世紀中葉、宗教改革による修道院解散に連なり制度廃止となり消滅した教区宗教ギルドの代替が模索された状況と対比することができる。

信用・信頼の本質に関わるそのメカニズムを解明するために、本研究では、東西既存の研究成果を効果的に対比させるが、その鍵は、社会経済慣行の伝承とライフサイクル、なのである。近年の英国を中心とする欧州社会慣行史の進展が示すには、慣行が生成され形式化・形骸化す

るまでは予想外に短く、ほぼ数世代である。それは信用形成に関する慣行でも同様で、この世代尺度を用いて対比する。その手順とは、

- 1) 残存する地域家計・信用関係史料の歴史的独自性を理解してメタ・データとする。
- 2) 新たに得る小口金融データを、既存の家計形成社会経済史データ（ベース）に融合する。
- 3) 小口金融を成立させる地域経済・消費生活構造の対比を行う。

そしてあらためて、本国際比較研究は、〈対比研究〉法により行われることを繰り返したい。この方法は、対象同士に異なる特徴を見出すのではなく、相互の独自性を認めた上で、共通・相似・相違性を見出すという問題意識に立脚する。こうした前提・技法があって、「信用」を論じることができる。

かくして本研究は、日本独自の「イエ」を基点に、西洋で「家」を発見し、「家計」形成を見出すという斬新な着想を基礎とし実証した成果をもって地域小口金融に関する現実を究める。すなわち、人々の消費経済・信用のあり方の世代時系列地域対比により、日欧社会は現実経済生活レベルで真の共感・理解を得る手がかりを提供される。

2) 方法論

対比研究のために2011年の段階で提示した方法・方法論は以下のようにまとめられる。

まず、まず第1段階としていわゆるモノグラフの叙述。通史および社会経済史を描く。次いで、第2段階としてそれぞれのモノグラフをもとに対比用のフレームワークである準拠枠にあてはめる。そこで見出される事柄を、共通・相似・相違の順で叙述する。

第1段階は一般的叙述（通史・モノグラフ）であり、ここでは、東ねれば人々の生活風景そのもの、あるいは生活世界ということになるが項目として個別に見ていくと次のようになる。

人間・人間集団・領主・(物理的な)家屋・
共同利益ないし共有地(入会地)・集落・
自然環境・社会・経済組織・親族集団・相続
慣行

次いで第2段階ではこれらの項目を、対比可
能なフレームワークにあてはめ、共通・相似・
相違の順に叙述する。この場合、上塩尻研究を
通じて醸成され、長谷部弘により整理された、
行政・経済・社会それぞれの側面における村落
的共同性の多層性を前提とした準拠枠を英国の
対比とともに援用するのが、依然として最も適
合的である。とくに今回のテーマである地域金
融については、有効である。なお、本稿の立場
から、英国における適用の仕方を括弧内に付し
ている。

共同性の構造 [1]: 領主支配と村落行政に構造化さ
れた共同性

- a) 地域行政組織(組)
- b) 村役人
- c) 五人組(→英国では十人組)
- d) 種々の行政関連の組(集落毎の年貢・租税組、
道路・水路管理の組)

共同性の構造 [2]: 経済生活(生業)において構制
される経済的共同性

- a) 農業→労働力確保の組・土地貸借と管理保持・
水利組織・山林利用管理組織
- b) 市場機会対応→商人仲間・取引組織・金融講
(→英国では教区宗教ギルドなど)

共同性の構造 [3]: 社会生活における共同性

- a) 同族集団における「私」的共同性: 「抱」・本
家分家・親類・親戚・姻戚同族(→英国の場合、
一族や親族集団)の連合、同族の維持、相続、
相互扶助
- b) 近隣関係・冠婚葬祭・宗教集団(仏教・神社)・
警備・治安²¹⁾

対比研究は、互いの歴史的現実を互いに理解
し合うための技法であり、既存・既知史料の新
解釈・再活用に始まる広義のコミュニケーション
である。広義のコミュニケーションというの
は、進行する市場経済化とそれに対応する人と
人とのつながりについて、相通じる感覚、共感
をうながすからである。と同時に、互いの歴史
的独自性を尊重し理解するための技法を身につ
ける筋道を示す。さらに、対比研究は、相手と
の「翻訳」可能性を最大限に利用する。「翻訳」
はそれぞれの「現実」についての認識を深める。
そして、相手を理解していることを伝えるため
に、各対象において、既知・既存のものを最適
の組み合わせ・順番で表現することにより、全
く新たな意味を生み出すのである。それゆえ、
対比項目もその都度深化し、多様になることは
免れ得ない。

以上をまとめると、対比研究は、既存・既知
史料の新解釈・再活用に始まる、啓発性の高い
コミュニケーションである。歴史史料の新解
釈・再活用は、対比可能な共同性の構造と不可
分であり、対比研究の基礎をなす学説史間・史
料間・データベース間の照合は、多様な文脈を
多層なものとしてそのまま示す。他方、近年の
技術の進展によるデータベース・データセット
構築はこうした照合を対比研究として必然化さ
せるし、前提ともなってきた。

4 対比実践

1) 対象概観

【ケンブリッジ州ウィリンガム教区】

ケンブリッジ州ウィリンガム教区について概

21) 長谷部弘「比較研究のための覚え書き」累積研究
会報告(2009年7月5日於東京工業大学キャンパス・
イノベーションセンター・愛媛大学サテライト東京
(田町))。なお、その後もこの準拠枠は研究の深化と
ともに改訂が続いており、最新のものとしては長谷
部弘「村の再編—近世村落から近代村落へ」、村落社
会研究会研究年報『村落社会研究』, 50, 2014年を
参照されたい。

観する。この村落は、英国東部イースト・アングリア地域に属し、大学町ケンブリッジ市の北西約15キロに位置している。東部沼沢地縁りに位置するため、海拔8メートルの低地にあるが、広大な共同用益地 commons における牧畜・酪農・漁労などが盛んである。16・17世紀には人口流入により人口4・500名程度であったのが18世紀初頭には6・700名となる²²⁾土地の囲い込み等に起因する全国的人口移動の受け入れ先として著しい人口流入を経験していった。そのかたわら、家族規模の縮小化・生存率の変化（とくに女性の17世紀後半における減少）・両性における独身者の増加・結婚件数の半減がみられるようになる。しかしこうした家族・親族構造の変化には、さらにごく短い時間にその契機を見出せる。たとえばウィリンガムの教区登録簿からの家族復元票をたどると、16世紀後半の夫婦400余組のうち7割は3世代目をウィリンガムに残さず8世代目まで残しえたのは2組のみであった。このことは地域差はあれイギリス全体に通じて言えることであったが、遅くとも17世紀末までには人口移動も局地化の傾向をみせている。

【旧上田藩上塩尻村】

『上田小県誌』によると、江戸期から明治期にかけ蚕種業でにぎわった上塩尻村は当時領内で平均的規模の村であった。その位置づけは、江戸中期以降全国的趨勢にあわせて停滞をつづけた領内の人口動態から極端に逸脱するものではなかったが、それでも、18世紀中葉には700名前後であった村内人口は、蚕種業の発展により人口の一定の増加を支える経済的基盤が与えられたことにより、1800年頃の上塩尻村は800名弱の人間を抱えていた。家もしくは軒数が70軒程度でほぼ固定されていた。宗門改帳の単位を見る限り、天明3年の94単位から天保10年の158単位、安政6年には165単位まで増加をみせている。そして、1単位あたりの構

成員数は、天明3年に平均8.4人だったのが以後漸減し、ほぼ50年後の天保7年には5人ほどになり、同時に各単位の平均夫婦数は、天明3年の2.1組が天保7年までには1.1組へと集計開始時点の半分に減じている。これを額面通りに受け取る限りでは、約半世紀ほどの時間でいわゆる直系家族化が進んだとすべき見解が生まれたとしてもことさら不思議でもない。しかし、実のところ、この時期には、蚕種商人の増加および村内マケ（同族）の発展および本家・分家関係からなる系譜の発生、それと連動する家の成立とが進行している時期なのであった。人口100名の増加もこの観点からすれば、やはり経済的な余裕が村外からの漸次的流入を含め、その増加を可能にさせたものであることがわかるのである。

2) 地域小口金融

ここでは、筆者が年々取り組む日英村落対比研究の一環として、イギリスにおける「家計」形成と地域金融ネットワークとについての最近の研究成果を整理し、そこで提示される分析視角をもって、日本の豊富な事例の分析に役立たせることを目的とする。日本における地域金融市場でよく知られるのがここで取り上げる頼母子・無尽講である。これは、余分な資金を遊ばせずにおくための工夫であるが、共同性の重層にまたがり、種々の関係を基礎にする。信用供与のため、そして多くの場合、損害・リスク回避の担保として親族・同族が登場する。中世以来の存在であるとは思われるが、その起源は不明であり、また時代状況ごとにその内容が変質してきたものと思われる。それはまた、「家」および家計の形成に影響を受けてきたことは想像に難くない。なぜかという、イギリスでも中世以来、教区における宗教ギルドが教区内あるいは教区を越えて、共同性の重層を体現する形で、まさに「無尽」を行っている。それは、16世紀中葉からの宗教改革の影響で教区ギルドが解散させられてからは、その機能を遺言書に移

22) M. Spufford, *Contrasting Communities*, p. 24.

し、また遺言書作成慣行が、相続慣行の一環として、「家族の土地」を中心とする土地保有関係と家族・世帯の変化とあいまって、あり方を変えてきたこととも対比しうる。

「家族の土地」という考え方も、先史時代からのように思い込まれていたが、ウィリಂಗムの事例でも数世代前、すなわち15世紀まで遡って家族の土地を保有する家族は、限定されていた。それはもちろん身分の問題とも重なるものであった。他方で、1つの地域を中世末から近代までつなげた研究は、指折るほどしかないが、16世紀前半となるとよくわからないことが多い。それは、教区登録制度が開始される以前のこともあつた。宗教改革以前の制度、教区宗教ギルドのように重層的であいまいな性格を帯びた存在が断片的な記録のみを示すのみだからである。それは、日本の場合でも対比しうることである。とくに家系図が示す各同族の系譜は、ほとんどが実は18世紀中葉以降のものであり、それ以前は「神話時代」といってよい。よくわからないのである。

遺言書作成慣行は16世紀中葉からより下層の人口部分にまで浸透していった。この時期には、宗教改革が進行し、相互扶助のための制度が廃止されたので、代替が必要であつた。他方、隠居契約がこの時期から後退していく²³⁾

先に見たように、英国および日本双方の事例で観察期間中に親族範囲の狭小化・核化が進んだ。講の変質も、その対象の変質を反映するのである。講は相互扶助のため、というのが本来の意義であつたが、それが後退していた。そしてそれは、「扶養」のあり方の変質でもあつた。

無尽慣行も遺言慣行ももちろん関与対象は「家族」だけではない。そもそも、無尽についてはその内実についてそれほど詳しくわかっていないわけではない。それは、無尽が、遺言書と同様関わるのが家族だけでもないからである。他方、遺言書における負債免除と、「ユース use

(親が自分の望む者のために、生前あらかじめ遺言処分を託すつもりの人々に、遺言対象となる土地の占有権を移転する方法)」との関わりが、土地と信用・金融のあり方、とあいまって、日本の無尽と対比しうるのである²⁴⁾

【ケンブリッジ州ウィリಂಗム教区】

教区宗教ギルドは、日本で言えば講に相当し、教会組織の一端としてイギリスを含むヨーロッパ全体に存在していた。相互扶助組織であり、聖ヨハネ、聖アンドリューなどと聖者を祀るところから出発している点、ちょうど日本でも「えびす講」「念仏講」などいうのと同様である。当時は生活において行政・経済・宗教・社会などの諸面は必ずしも分離されるものではなかったため、この組織も宗教的な側面のみならず経済的・社会的側面における村落教区社会の重層を体現していたのである。それゆえ16世紀中葉の修道院領解散を含む一連の宗教改革期に廃絶されるまで、教区民間の相互扶助・慈善活動などの中心的役割を担っていた²⁵⁾

中世以来の教区を単位とする一種の講ないしギルドは、当教区が属するイーリー司(主)教管区でも、相互扶助の組織として、とくに沼沢地近辺の地域に多数存在したことが知られている。元来こうした組織は相互扶助そのものが目的で結成されたが、その一環として金銭貸借も行われた。したがってケンブリッジ州教会役人の会計記録(1497-1538年:Bassingbourn教区)は、デヴォン州モラベス村などの事例と同様に、教会エール church ales・祝節のスポーツ催し・教区財産(とくに家畜)の貸し出しや売却・村の演劇などの項目がその経費とともに連ねている²⁶⁾ これらは半ば自発的に行われ、概ね定期的になされたが、臨時・単発のものも少なく

24) 拙著『村の相伝・近代英国編』, 293-9頁(第8章)。

25) 詳しくは、拙稿「共同墓地から見た近世・近代期イギリス教区・コミュニティ・住民自治-日本の事例との比較を前提に-」コミュニティ・自治・歴史研究会編『ヘスティアとクリオ』, 第6号, 2007年, 56-8頁を参照されたい。

26) E. Duffy, *The Voice of Morebeth*.

23) 拙著『村の相伝・近代英国編』, 第7章。

なかった。他方、教会役人を中心として、貧民や高齢者のために運営するものとして、慈善金による救貧院・養老院も知られており、ケンブリッジ州では早くも14世紀には見出せる²⁷⁾ ウィリングムでも、養老院兼貧民院の会計記録が存在し、そこに属する女性 *almswoman* の遺言書も残されているのである²⁸⁾

教区宗教ギルドは当時「埋葬クラブ *burial club*」とも言われ、構成員の死後、葬儀・埋葬に関して全般を取り仕切った²⁹⁾。くわえて教区宗教ギルドは、食宴・病気見舞・礼拝堂付き司祭 *chaplain*・祈禱等を行うといった点からすると、家族の延長とも言える存在であった。また、法人組織として、灯明(ろうそく)の維持・エール醸造および販売をおこなったり、羊群など家畜飼育・牧畜経営をしたりすることで利益をあげていた。そうした条項を16世紀前半の当教区の遺言書で看取できることは、別稿で示したところである³⁰⁾。さらに固有の不動産をもって賃貸し財政の基盤とするなどの活動もおこなっていた。

以上のような変化は、小口金融としても実際に記録を残すようになり、16世紀ウィリングムの遺言書でも「借金帳消し」*'forgiving debts'* という文言として登場する。実際には、B. A. ホルダネスが指摘するように、16世紀農村金融市場についての詳細な研究は、冷徹な市場における経済関係から逸脱する、「善意の集積」の可能性が、親族関係を含む金融上の関係において、重要な意義を有していたからなのであった。ホルダネスは、遺言書に名前が言及され遺言者に債務を負う者の3割は親族であることが

特定できるとともに、遺言書における債務者への言及とは、十中八九債務帳消しのための言及でもあることを見出している³¹⁾。この点ウィリングムでは件数は少ないものの、見いだされる事例では債務帳消しを含めその記述はきわめて入念である。それは諸関係の重層性を示すものでもある。

1557年遺言書で、兄弟分キングに黒い雌馬 *mare* を遺贈するとしたトマス・ペイジ別名ペニーは、見返りとしてペイジがキングに負う10シリングの債務帳消しを期待している³²⁾。次の上塩尻無尽の仕法にも観察しうることだが、年代が下るにつれ、債務の返済の形式がより詳細になる。1586年に遺言書をのこしたジョン・バタリイは、妻マーガレットに、「この遺言および最後の意志によって、*'by virtue of this testament and last will'* 妻は、負債の支払いの義務を負う全ての人間に対し、いかなる分与産でも、彼女は永久に彼女の意のままに処分すべく、十分なる力と適法なる権威とを手中にすることを保証する」としているのである³³⁾

さらに、ユースのあり方も、とくに当時地域小口金融の主な担い手であった寡婦の経済基盤と密に関連する。ユースの具体的用い方は以下のようになる。世代から世代へと土地における永代権の移転のために、まず「利用するため」*to use*、土地保有者の息子が、直接受封者 *tenant-in-chief* として、国王から直接に知行を受封している者という身分になる。その時点で、父親の方はただ一代限りの保有者ということになるが、父親の死後は、保有地は息子に譲渡され、以後その相続者が相続することになる。この継承財

27) E. M. Hampson, *The Treatment of Poverty in Early Modern England*, pp. 1-2.

28) 拙稿「近代イギリス遺言信託制度の「土壌」：ケンブリッジ州ウィリングム教区女性遺言者家系情報の分析」, 信託研究奨励金研究論文集, 31, 2010年。

29) C. Daniell, *Death and Burial in Medieval England 1066-1550* (London, 1997), pp. 19-20, 42; E. M. Hampson, *The Treatment of Poverty*, p. 3.

30) 拙著『村の相伝・近代英国編』, 272, 300頁。

31) B. A. Holderness, 'Widows in Pre-industrial Society', pp. 440-2.

32) C. R. O. Willingham Registered Will, Thomas Paydgers als Penny, VC16: 237.

33) C. R. O. Willingham Registered Will, John Buttery, VC19: 143. ジョン・バタリイの死後5ヶ月でマーガレットはジョン・ビダルと再婚し、1614年まで生きたがこの権利を彼女がいかに行使したのかは不明である。おそらく再婚により権利放棄となったのではないかと。

産設定 settlement が「彼の用益のため」のものとなるのである³⁴⁾ この措置は寡婦と未成年の子どもの扶養を目的とする場合、有効であった。そのため、貴顕層ではなく村民レベルではあるが、1587年にジョージ・クリスは遺言書で、自由保有権にもとづく家屋 free house、土地、贍本保有による池に個々の品物をつけて提供物とした³⁵⁾ 一方で、裁判所記録を見ると、当時3歳のヘンリー・クリスは土地と池を3つ譲られている。くわえて、まだ1歳のウィリアムへのユースとして to the use of, ジョン・グレイヴを介して2セリオン（古い土地保有単位）における1エーカーの土地が譲渡されている。こうした幼年者には農場を経営することはもちろん不可能だが、彼らの権益は、裁判所により保証されていた³⁶⁾

ユースの特徴は諸関係および保有権の重層性にある。この点で、今後土地保有権のあり方という観点で、租税負担とも関連して、日英の対比が課題となるが、ここでは少なくとも、実際の利用者は相続者の近親であることが多かったことを指摘したい。事例を挙げれば、ウィリアム・ブレイザーが1589年に遺言書を残した際に、娘マーガレット・ビダルに1エーカーを含む一条の土地を譲渡したのは、「労働と利用のため to work and use」であった³⁷⁾

信用関係の位相を考えてみよう。まとまった一時金が欲しいという状況は銀行などの信用機関がないからこそであり、それは現物経済と貨幣経済との比重の変化を促す。この時代、次第に現物経済から貨幣経済へ重心が移る中で、遺言書においても、現金の遺贈と現物の遺贈とがほぼ半々の割合で共存している。ウィリಂಗム

教区で1590年に遺言書を残したヘンリー・ジョーダンには、「遺言者の死後直ちに、ウルスラ・イングルは牛を1頭受けとるべし」とした。ウルスラはジョーダンの孫娘であったと思われるが、牛はやがて現金収入をもたらすことになる。その牛は、牛が2歳になるまで遺言者の妻の手許に置き、しかる後ウルスラかそのもしくはその譲受人の手に運ばれること、と定められていた。「そうすれば、彼女の父親と母親は手をわずらわさずにすむ」といった心遣いが当教区の遺言書にはまま見られるのである³⁸⁾

【旧上田藩上塩尻村】

歴史または経済史に「もしも if」はありえない。あるとすれば、それは史的経済学であり、時系列的なシミュレーションに過ぎない。したがって、もしも、イギリスにおいて宗教改革による修道院解散が起きなかったら、どうなったのか。その想像をたくましくすることはできようが、あくまで想像に過ぎないと言える。それでも、日本のように無尽・講が続いた事例と対比することは、少なくともそののちの日英それぞれの金融資本形成の醸成過程の解明に益するものと判断できる。

ここでは、岩間剛城氏の翻刻・Excel データ化になる佐藤善右衛門家文書「寛延3（1750）年以降無尽次第」および今回新たに分析した佐藤嘉三郎家文書「文化9壬申改年々無尽帳」を上塩尻村宗門改帳データに照合させたものをベースとしている³⁹⁾ いずれも各家の私文書であり、村内全体の動向を示すものではない。あくまでも善右衛門または嘉平治あるいは馬場弥平治の私人としての立場から、私的な事項を書きつけたもの、講のための覚え書きという性格を常に念頭に置く必要があるが、講参加者には広い範囲にわたる講形成の基礎となる既存信用関

34) G. C. Homans, *English Villagers of Thirteenth Century* (New York, 1941), p. 129.

35) C. R. O. Willingham Registered Will, George Crispe, VC17: 31.

36) この事例について詳細は、拙著『村の相伝：近代英国編－親族構造・相続慣行・世代継承－』、刀水書房、1999年、294-5頁を参照のこと。

37) 拙著『村の相伝：近代英国編』、295頁。

38) C. R. O. Willingham Registered Will, Henry Jordan, VC20: 35.

39) 佐藤善右衛門家文書「寛延3（1750）年以降無尽次第」；長野県上田市博物館・佐藤嘉三郎家文書Ⅱ-906「文化9壬申改年々無尽帳」。

係の存在と一定の傾向は確認できる。

まず18世紀中葉、まさに上塩尻村で蚕種業が村を挙げておこなわれるようになり、人口も30年ほどで700名から800名まで100名ほどを増やす時期である。このときの佐藤善右衛門家文書「寛延3年以降無尽次第」では、対象時期を寛延3（1750）年から安永9（1780）年までの30年間とし、1201件の項目がある。講の開催（者）は1201件であり、掛け人276件・遣い人113件を数える。開催者については、村外開催者として、他村個人・組などの「法人」および寺社や藩（主）も含み、他村名の記載のある個人が96件、法人（組）46件・寺社42件・藩主5件、合計93件は明らかに村内個人ではない。村外開催者の占める割合は、およそ1割ないし2割であり、19世紀よりも村外関係者の割合が少ないのは、この段階では蚕種市場がこれから拡大する時期だからともみさせる。18世紀中葉以降30年間の無尽講発起159件で、年平均5回である。もともとが不作・凶作のための共済を目的として頼母子・無尽は藩主の許可を得ている。だがいったん始まると本来の趣旨を離れ、それ自体の律動を示す⁴⁰⁾とくに、村内の同族・家の形成とともに、家業としての蚕種業の発達により家計が形成されていくために小口金融の需要が増す動きと連動する。講開催期間：期間を算定できるのが158件で、単年が8件。残る151件の内訳としては6年以下が多く、120件で全体の7割以上で10年以上のものは21件、とこの時期のあり方の1つである（表1・図1）。

進んで佐藤嘉三郎家文書「文化9壬申改年々無尽帳」は、対象時期：享和元（1801）年から嘉永元（1848）年までであるが、断続はありながらも継続して無尽・講（当時、村民の呼び方もまちまちであり、無尽と言ったり、頼母子であったり、単に講とだけ言ったりもした。ここでは、無尽講とする）が開催される。（表2・

図2）。この史料に登場する講は3種類に分かれる。

- ①周辺村落に広く講員を募る広域講。
- ②通常の無尽講であり、開催人・掛け人・請け人（遣い人）をたてて行われていたとみなしうる。
- ③上田藩主への貢納をおこない、その引き替えに庄屋格・大庄屋格などの格付けや名字帯刀の認可をされた記録。

記載人数はのべ2,000名を超え、記録者（代々嘉平治）による「仕法」の記載が次第に詳細になる点、ウィリンガムの遺言書の記載内容の変化を彷彿させるものである。本史料で確実に1回として勘定できる講は、図にしたように1801年から1848年までの対象時期に81件である。そのうち広域にまたがるものが18件、火事見舞いが1件、殿様への献上に関するものが4件、それ以外の57件は村内にほぼ限定される通常スタイルの無尽講。

講開催期間は単年が33件であり、単純な比較はできないが、18世紀の講よりも多い。それも、後年になるほど増える。残る47件の内訳としては、6年以上が多く、10年以上のものも18件であり、通常の講の従来スタイルが基本とする。

以上、講のスタイルは基本に即しながらも、一時金の用い方・振り分け方はより広域になり、またその内容をより精密なものにし、進展する地域金融市場の形成に対応するようになっている状況が見てとれる。そしてこのことをより確信させるのが内容である仕法なのである。

〈永続講成立の土壌〉

本史料では、通常の無尽・講のやり取りの中から、永続講という上塩尻独特の講が醸成される素地が看取できる。永続講については詳しくは岩間氏の稿にゆだねるが、それまでも「無尽」であった講が講の解散・終了を見ることなく、銀行資本として独自の回転を永続させるようになる。この永続講なるものはまさに上塩尻独特のものであり、いったいなにものか、と近世期

40) 山崎忠男家文書「文政9年頼母子無尽会一件」。

図1 佐藤善右衛門家文書「寛延3(1750)年以降無尽次第」講開催

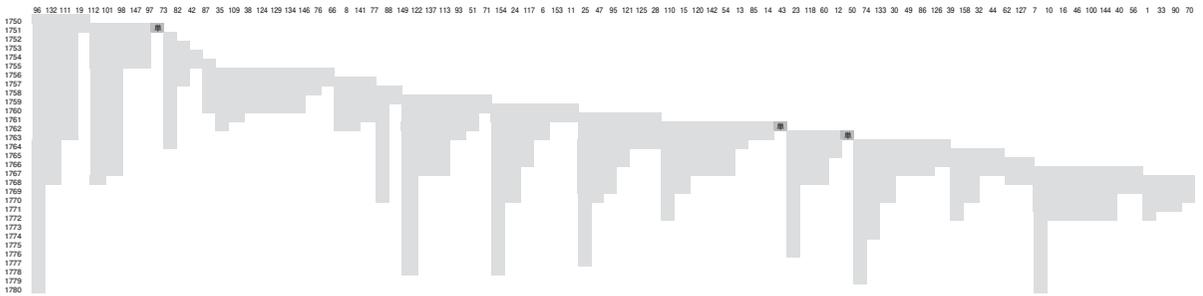
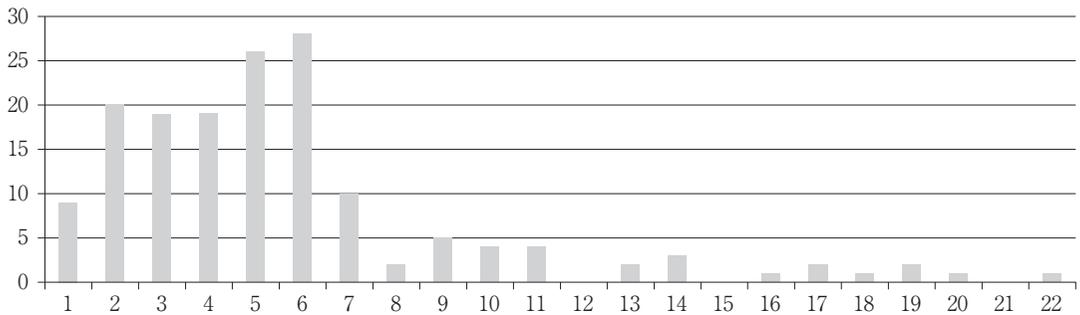


表1 佐藤善右衛門家文書「寛延3(1750)年以降無尽次第」講開催 年数分布 (1750年～1780年)



金融史の専門家にも首を傾げさせるものなのであるが、実は無尽・講という通常講に起源を読みとれる。

この「文化9壬申改年々無尽帳」を講ごとにその開始・終了年を1801年から1853年までの時系列上に配置し、その内容である仕法に焦点をあてて推移を見た。(図2)とくに不動産担保が最初から登場しているところから、まさに銀行資本としての永続講の淵源であることを示す。

(写真番号9342:1832年,47番)

「メ 拾貳口 壺季 書入 立石 五升蒔
 嘉内持 こつさ田 長次郎分 四升蒔
 同 同所 常七郎 三升蒔 メ 七升蒔
 善太郎 書無之二付手前持分 受人 助蔵
 善太郎へ書入にかし申候(中略)余師□ 三
 升蒔 同所 畑 受人 西山畑 半左衛門

持」。

この事例に登場する、「立石 五升蒔」「こつさ田 長次郎分 四升蒔」「常七郎 三升蒔」などは零細ながら、担保となった土地の大きさを示すものである。なお、文中最後の「受人 西山畑 半左衛門」とは、連帯保証人である受け人の半左衛門が、西山畑を担保にしていることを意味する。

さらに、「転金」(写真番号9342:1831年,48番)も記載されるようになる。村内での余剰となった資金を主として村外の必要なものに利息をとって貸し出す、という内容であり、無尽・講本来の目的が変わったことを名目とともに示している。そして上塩尻村において永続講が次々と結成されるようになる1840年代には「転金」が連続するようになる。

4 150 91 119 114 78 80 108 159 155 5 139 26 48 34 53 151 64 84 55 52 2 83 45 130 105 59 65 102 115 143 67 81 106 9 17 94 123 135 72 20 22 31 58 75 107 131 152 157 128 148 27 61 63 68 89 138 140 145 21 36 3 18 29 41 99 156 37 69 79 92 103 104 57 116 136



(写真番号 9389 : 1848 年, 76 番「園右衛門無尽
転金」[申二月式十両転金預 同人書入 居屋
敷東之方百坪 建家共])

18 世紀中葉以降, 蚕種業を主幹産業として
発展する上塩尻村においては, 結果として村全
体での同族・家の形成と人口増とを観察でき
る。上塩尻村民は, 一時金の獲得を最大の目的
に, 遊休資金を分割投資という形で無尽に回し
ていたが, 家・同族の「確立」および形式化に
ともない, その無尽金融もより広域化・拡大化
を見せる。市場機会の拡大に対応するこの小口
金融の整備は, 社会的資金の集中をもたらす銀
行資本を形成させるのである。この過程は, も
ともとが共済・相互扶助という目的から出発し
た通常無尽講が永続講醸成の素地となったこと
を明示していると思われる。

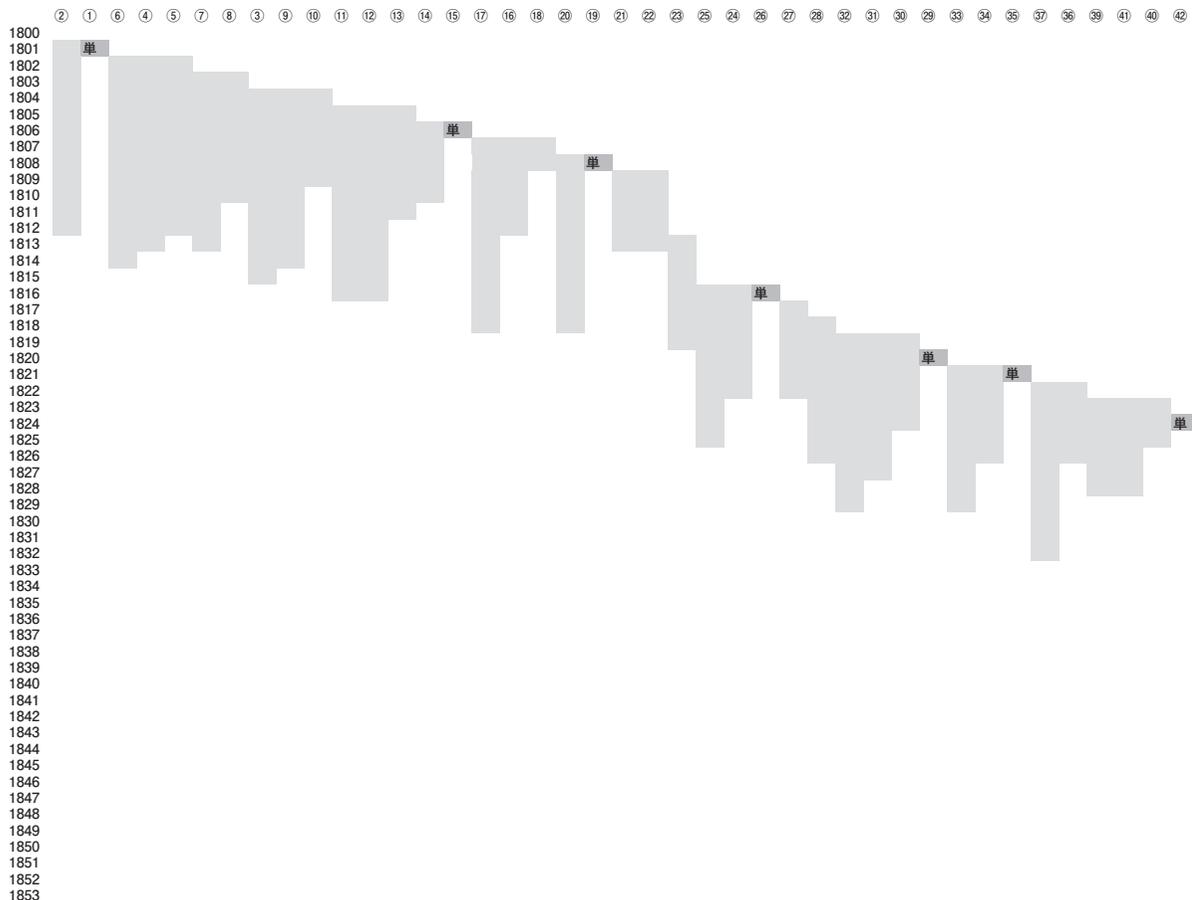
むすびにかえて

本稿は, 18 世紀中葉以降蚕種業の発展によ
り同族・家の形成をみた旧上田藩上塩尻村にお
いて, 豊富な事例群が先行して明らかにしつつ
ある無尽・講の態様・その時系列的変化をたど
れる日本の事例と, 地域小口金融方法および分
析視角の点では研究蓄積において長のある英国
の事例との対比可能性を検証するものであつ
た。

英国の事例をみると, 遺言書では魂の遺贈か
ら始まり, 自らの遺体の埋葬場所, 近い家族,
とくに未成年の子どもなどの扶養など, 気にか
かる事柄からより世俗の物品の遺贈などと続
く。現物遺贈が金銭遺贈に比率で逆転されるの
は 17 世紀に入ってからなのである。ここで着
目されるのが, 遺言書における債務の帳消しで
ある。これを見る限りにおいて, 地域規模とは
いえ, 教区を越えた地方金融市場が出来上がっ
ていることがわかる。他方, 親族間, 教区内で
の債権債務のやりとりも見られる。地域信用の
起源はたどれないが, それが, 一般化するのは
16 世紀中葉以降, 数世代のうちである。この
ときに土地保有の分極化が生じているのであ
る。それは, 地方金融市場の発展も生んだ。そ
れと同じ論理が, 無尽にも見出せるのである。
信用の範囲は, 親族・同族・隣人とのそれぞれ
の関係の間で常に揺れていた。

18 世紀中葉以降蚕種業を基幹家業として挙
村で発展させ, 同族・家の形成をみた旧上田藩
上塩尻村において, 一時金の獲得および遊休資
金の分割投資としての無尽・講の態様と家・同
族の関係を対比させると, 無尽・講は, 村人
が, 貨幣流通の限定された近世社会において,
個別的には家業のやりくり, とくに大きい額
の一時金を利用するため, 地域経済レベルでは域
内の余剰資金の有効活用のために存立しえた。
無尽・講で結ばれるのは, 冷徹な市場原理に

図2 佐藤嘉三郎家文書「文化9壬申改年々無尽帳」講開催



基づく純粋な経済関係である。だが、その基礎には村内各家・同族間の世代を重ねて築かれた一定の信用に基づく社会関係があった。近代的金融組織が形成される前の社会で、社会関係の上に経済関係がかぶさる形でしか、資金の獲得は果たし得なかった。その点で英国の事例と対比可能である。今後地域金融市場については日本の事例の蓄積が進むことで、研究視角および枠組みを提供した英国の事例に、新たな準拠枠を提供し、対比研究は深化するものと思われる。

(文中敬称略)

46 44 48 47 50 49 51 52 53 59 57 54 55 56 58 62 63 68 69 70 71 64 74 65 76 72 73 75 60 61 77 80 81 78 79 67 66
出火見舞い 女講

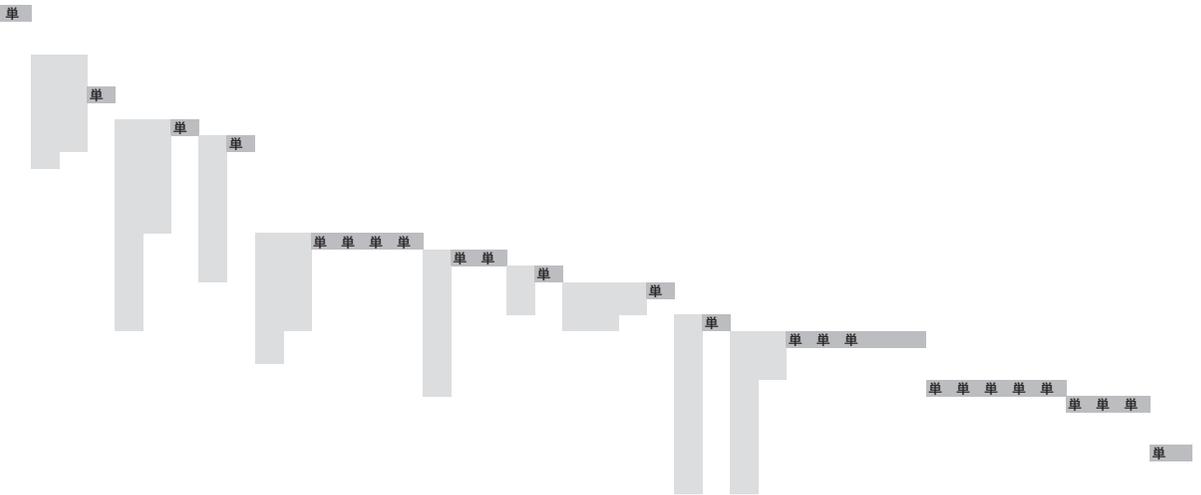


表2 佐藤嘉三郎家文書「文化9壬申改年々無尽帳」講開催 年数分布 (1800年～1848年)

